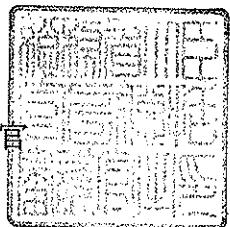


総行市第490号
平成17年5月31日

各都道府県知事殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について（通知）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）は、平成17年3月31日にその期限を迎えるました。関係者の努力の結果、市町村の合併は大きく進展したところですが、その進捗状況は、都道府県により、かなりの差が見られるところであり、また、合併が比較的進んでいる都道府県においても、様々な事情によって合併することができなかつた地域、生活圏域を踏まえた行政区域の形成が達成されたとは言い難い地域や、小規模な市町村がなお存在する地域等も見受けられます。

平成17年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下においては、こうした状況も踏まえ、引き続き自主的な市町村の合併を推進する必要があります。

このたび、新法第58条第1項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（平成17年5月31日総務大臣告示第648号。以下「基本指針」という。）を策定したところであり、都道府県においては、基本指針に基づいて、速やかに新法第59条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するようお願いします。

なお、基本指針において示された事項のほか、構想の作成に関して参考にすべき事項について、新法第65条第1項に基づき、下記のとおり助言します。

この趣旨について、貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 審議会における審議

- (1) 新法第60条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）においては、当該都道府県における今後の市町村行政の在り方について幅広い観点から十分審議、検討を行うこと。
- (2) このため、審議会においては、それぞれの市町村が将来にわたりどのように市町村を運営していくのか等についての基本的な方針を聴くこと。なお、その際には、市町村が、当該方針に関する積極的な情報提供を行うなど住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討もを行うこと。

また、審議会において、市町村の将来にわたる運営についての基本的な方針について審議する際には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）に基づき市町村が公表する「集中改革プラン」をはじめとする市町村の行政改革への取組状況も参考にすること。

- (3) 審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、都道府県の条例で定めることとされているが、都道府県において審議会を設置する際に、必ずしも「市町村合併推進審議会」という名称を使用する必要はなく、また、既存の審議会を活用することも可能であること。

2 構想の内容

- (1) 構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りとすること。
- (2) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置については、次の事項にも留意の上、必要な記述を行うこと。
- ① 都道府県における市町村の合併を支援するための全庁的な体制の構築が望まれること。
- ② 新法において、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等についての措置が設けられていること。

3 構想の作成時期等

構想はできる限り早期に作成することが望ましいものであり、可能な限り、平成17年度中に作成すること。なお、構想は必要に応じ適宜変更すること。

また、まず都道府県の一部地域のみを対象として構想を作成し、その後構想対象市町村を追加、変更するなど、構想を段階的に作成することも可能であること。

4 その他

市町村の合併に係る市制施行協議及び官報告示に関する手続については、「市町村合併の手続の迅速化について」（平成15年3月27日総行市第97号）において、その迅速化が図られているところであるが、新法の適用を受ける市町村の合併に係る手続についても、引き続きこの通知によるものとすること。